

# 経営首脳者セミナーのご案内

## 建設業にかかる働き方改革・安全衛生関係の動き ～労働基準法制の見直しと個人事業者の保護～

### ◇ 開催内容 ◇

①～③まで神奈川労働局労働基準部担当部署からの講演です。

#### ① 建設業における監督行政、労働法制の改正の動きについて

労働時間規制を含めた労働基準関係法制の見直しが検討されており、長時間労働に歯止めをかけるための措置として、「14日以上の連続勤務禁止」や「勤務間インターバル制度の義務化」について議論がされています。他にも、「副業・兼業の労働時間通算ルールの見直し」、「年次有給休暇の賃金算定方法の統一」、「法定労働時間週44時間特例の廃止」などが検討されており、これらの検討状況について解説されます。

#### ② 建設業の労働災害発生状況と法改正について

建設業の労働災害発生状況及び法改正による個人事業者等の保護にかかる安全衛生対策の義務化が順次施行され、高齢者の労働災害防止にかかる配慮が4月1日から施行されます。その他、最新の動向を説明する予定です。

#### ③ 建設業における健康確保対策と化学物質等による健康障害防止対策について

昨年法改正された熱中症にかかる死亡災害対策に加え、50人未満の事業場におけるストレスチェックが義務化（施行時期は未定）するなど職場のメンタルヘルス対策が強化され、化学物質による健康障害防止にかかる法改正も順次施行されます。その他、最新の動向を説明する予定です。

#### ④ 建設業労働災害防止協会の取組について（講師は本部技術管理部長）

##### 「建設業における高年齢者災害防止対策等調査研究活動」（仮題）

調査研究事業（高齢労働者の労働災害防止対策、建設業におけるメンタルヘルス対策、木造家屋等建築工事安全対策、保護具等に関する調査研究）、化学物質対策事業（作業別リスク管理マニュアル）などを説明する予定です。

日 時 令和8年3月5日（木）14時00分から16時20分まで

開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22

セミナーは無料です。下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により

令和8年2月27日（金）までにお申し込み下さい。

申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456

FAX 045-201-7735 メール uketuke@kensaiboukanagawa.com

### 経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )

# 建災防神奈川支部ニュース

No.582 令和8年1・2月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>



建設業労働災害防止協会  
神奈川支部長

黒田 憲一



令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素より神奈川支部の事業活動につきまして、特段のご協力をいたしておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年も全国各地で台風や豪雨などの自然災害が頻発しました。被災地での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災・国土強靭化を実現するためのインフラの整備など、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う守り手として我々建設業の役割はますます重要なものとなっています。

さらに、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化への対応、担い手の確保・育成など社会を取り巻く環境の変化に加え、温暖化による熱中症の対策、インフラ老朽化問題など様々な課題に直面しております。

建設業における労働災害は関係各位の地道な努力により、長期的には減少傾向にあります。ここ数年では記録的な猛暑が続き、県内においては夏季に熱中症をはじめ建設業の死亡災害が多発し、年末の段階で昨年の死亡災害確定値を超てしまい、さらに残念なことに、その中には多くの30代以下の若者が含まれています。

建設業界においては、令和6年から労働時間の上限規制が適用され、働く環境について業界全体で一生懸命取り組んできますが、肝心の職場が危険と隣り合わせということではこの業界を希望する人は果たしてどの位いるでしょうか。建設業が憧れの産業として、今後も安定的に発展するためにも、建設工事に従事するすべての方々が安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりはますます重要となってきます。

そこで、神奈川支部では、セーフティリボン、3分KY、安全行動宣言の3つの運動など独自の運動を、国の災害防止5か年計画に併せて展開してまいりましたが、中間年にあたる本年において、それらの活動の進捗状況を調査し、順当に浸透しつつあることを確認しました。※12月号で公表

横浜市で開催されるGREEN×EXPOも来年に迫り、今年は活気づいてくることが予想されます。博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」を県内隅々まで創造するため、神奈川支部は今後も変わることなく労働災害ゼロを目指して実効ある活動を積極的に展開していく所存ですので、関係者の方々のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。





## 令和8年年頭所感

神奈川労働局  
局長

児屋野 文男



令和8年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から厚生労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策では、我が国経済は今、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長経済」に移行する段階まで来ており、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にあります。

また、県内の景気動向については、日銀横浜支店によれば、「神奈川県の景気は、一部に弱めの動きもみられるものの、緩やかに回復している。」とされております。

このような状況の中で、神奈川労働局は、「すべての人がいきいきと働くかながわ」を目指して、引き続き積極的な業務運営を展開してまいります。

また、構造的な人手不足への対応を図りながら、物価上昇を上回る賃金の引上げ、国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備し、多様で柔軟な働き方を選択することができるなど、各種助成金の支給や様々な就職支援、労働環境の改善に向けた取組等も実施してまいります。

さらに、労働環境の改善に向けた取組でございますが、建設業について、令和6年4月から上限規制が適用されており、時間外・休日労働の削減をはじめとする「働き方改革」についても、一層推進していく必要があります。建設業界における対応状況を十分に把握した上で、支援を進めてまいります。

一方、令和7年の県内における建設業の労働災害発生状況をみると、休業4日以上の死傷者数（11月末速報値）はコロナ感染症によるものを除いて、531人と前年同月比で87人（14.1%）の減少

となっておりますが、死亡災害（11月末速報値）は15人と、前年同時期と比べ4人の増加となっており、前年の確定数である12人をすでに超え、多数の尊い命が失われております。

また、令和5年度から始動いたしました第14次労働災害防止計画（14次防）では、最終年の令和9年までに死亡者数を7人以下とする目標を掲げておりますが、目標を達成するためには極めて厳しい状況にあります。

このような死亡災害の増加に歯止めをかけるため、昨年末には労働局長による建設パトロール、全署一斉の建設現場の集中監督を実施し、墜落・転落災害の防止措置義務違反など、多くの法令違反を指摘し、早急に改善を図っていただきました。

本年も建設3大災害（墜落・転落災害、建設重機・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害）をはじめとする労働災害を防止するため、積極的に臨検監督等を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さらに、昨年6月に熱中症対策を強化するための省令改正が行われ、死亡重篤災害の防止に力点を置き取組みました。今年も、熱中症による死亡災害0（ゼロ）を目指し、MissionZero達成に向けて取り組んで参ります。

この他、社会構造の変化により就業期間が伸び、高齢者や女性の就業機会が増す中、医療技術の進歩も相まって病気を抱えながら働く人も増えています。本年4月には人材確保の観点からも有意義な「職場における治療と仕事の両立支援」が努力義務となります。今後示される指針など確実に周知していきます。

以上のように、神奈川労働局として取り組むべき課題は多岐にわたりますが、本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴支部及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

### ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和7年11月末現在

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	39	18	26	58	32	86	36	49	33	41	37	76	531
			(2)		(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(15)

  

前年	54	25	52	49	49	73	50	45	39	56	55	71	618
	(1)			(1)	(1)	(2)			(3)		(2)	(1)	(11)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死者数である。コロナ感染によるものを除いています。

### ☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和7年12月20日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和7年)	前年同期 (令和6年)	前々年同期 (令和5年)	令和6年	令和5年	令和4年
製造業	3	6	4 (1)	6	4 (1)	2
建設業	15	12	16 (1)	12	16 (1)	9 (1)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	5 (3)	6 (2)	9 (3)	6 (2)	9 (3)	6 (1)
港湾荷役業	2		1		1	
商業	2 (2)	4 (3)		4 (3)		6 (2)
清掃・と畜業	3	3	3	3	3	4
その他	9	4 (1)	9 (2)	4 (1)	9 (2)	3 (2)
合計	38 (5)	35 (6)	42 (7)	35 (6)	42 (7)	30 (6)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。

（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

### ☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和7年12月20日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 (請負次数) 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ~9人 40~44歳	コンベア はさまれ、	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
2	3月 14時頃	その他の建設工事業 (元請) 35~39歳	建築物、構築物 飛来、落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塊の取り壊しの作業を行っため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塊を分割していたところ、塊の上部が倒れ、飛散防止のため傍でコンバネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
3	3月 15時頃	土木工事業 (1次下請) ~9人 35~39歳	不整地運搬車 墜落、転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通行路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落し死亡したもの。
4	4月 12時頃	建築工事業 (2次下請) ~9人 45~49歳	有害物 有害物との接触	共同住宅の原状復旧工事において、浴室（ユニットバス）で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したものの。共同住宅の原状復旧工事において、浴室（ユニットバス）で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したもの。
5	4月 10時頃	建築工事業 (1次下請) ~9人 50~54歳	可燃性のガス 爆発	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス+酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したもの。
6	5月 14時頃	土木工事業 (元請) ~9人 30~34歳	玉掛け具 激突され	温泉掘削工事現場において、さく井機本体の解体前の工程で、さく井機のやぐらにピン止め固定された鐵板を取り外す作業中、被災者と同僚が鐵板のつりビースに玉掛け、移動式クレーンで地切りして、ピンを抜いたところ、鐵板が被災者側に傾き、激突した。
7	5月 16時頃	土木工事業 (元請) ~9人 75~79歳	トラック はさまれ、	ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。トラック逸走時、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ死亡した。
8	5月 16時頃	土木工事業 (元請) ~9人 70~74歳	トラック はさまれ、 巻き込まれ	ゴルフ場 ゴルフ場内の枯木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックが逸走し、その後脱輪により横転した。トラック逸走時、トラックが横転により解体用つかみ機が荷台から転落、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木との間ににはさまれ死亡した。
9	7月 14時頃	土木工事業 (元請) ~29人 25~29歳	軌道装置 激突され	シールドトンネル内部（発進立坑から約1km地点）において、シールドトンネル先端から発進立坑へ戻る機材運搬車と、発進立坑からシールドトンネル先端へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた被災者が負傷し、病院に搬送されたが死亡したものの。
10	7月 13時頃	建築工事業 (元請) ~9人 25~29歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根の交換作業を行っていた被災者がアクリル板（縦1m、横3.7m）の屋根を踏み抜き、工場内に約17m墜落したものの。
11	7月 13時頃	土木工事業 (1次下請) ~9人 45~49歳	トラック 激突され	傾斜地において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、前輪が浮き、輪留めを超えて当該車が逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したもの。
12	7月 14時頃	建築工事業 (2次下請) ~9人 55~59歳	高温・低温環境 高温・低温の物	午前8時頃から同僚とともに農業用ハウス内において給水用配管工事に従事し、昼休憩後の午後1時30分頃、被災者の体調が悪化、日陰で休憩するも、同僚が10分後に様子を見に行ったところ、被災者が倒れているところを発見され、病院に救急搬送した。その後、入院加療中であったが2か月半後に死亡した。
13	9月 14時頃	その他の建設工事業 (1次下請) ~9人 45~49歳	開口部 墜落、転落	地上3階 地上3階建て倉庫の解体工事現場で、2階フロアの仕器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落した。災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の防止のため、残置物のロッカー2台をもって覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させ墜落したものの。
14	10月 10時頃	建築工事業 (3次下請) ~9人 40~44歳	建築物、構築物 飛来、落下	機械式駐車場の調整作業をしていたときに、地上2段目のパレット（重さ約400kg）上で、同パレットの調整作業を行った際に、パレットが落下防止措置を施さずに作業を行ったため、同パレットが落下し、直下で作業していた被災者に直撃したものの。
15	11月 10時頃	建築工事業 (元請) ~9人 70~75歳	建築物、構築物 墜落、転落	木造2階建のアパートの2階の一室をリフォーム工事で、被災者は、同僚と足場を組立てたが、足場部材が不足したので同僚が置き場に取りに行った後、窓の直下で倒れている被災者を通行人が発見した。2階窓の手すりを取り外す作業中であったと推定。

## 昨年7月に発生した建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7月 14時頃	建築工事業 民間 ～9人	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	<p><b>【発生状況】</b> 農業用ハウス内の配管設備工事において、昼休憩を取り午後1時から作業を再開した。30分頃、被災者が気分が悪そうにしていたので、同僚が車両の日陰で休憩するよう促し、その後、様子を見に行ったときに倒れており、病院に搬送され入院治療中であったが、2か月半後に死亡したもの。 配管工 55～59歳(2次下請)</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らすこと</li> <li>2 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送すること</li> <li>3 JIS規格に適合したWBGT指數計を現場に準備し、計測結果を活用すること</li> <li>4 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行うこと</li> <li>5 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に対して体調管理に留意するよう指示すること</li> </ol>

### 建災防事務局だより

#### 第2回理事会の開催



昨年12月4日、神奈川県建設会館講堂において建災防神奈川支部令和7年度第2回理事会を開催しました。理事会の定員は72名ですが、当日の参加者は40名、委任状27名、合計67名となり、理事会は成立しました。

黒田支部長（写真上）は神奈川支部が60回となる記念大会が11月に無事開催され、60年前と比べて、災害は10分の1になったものの、今年の建設業での死亡災害が危機的状況にあることに触れ、「危険と隣り合わせとなつてゐる職場では若者が入ってくることは期待できない」と現下の情勢を訴え、年末年始一人の犠牲者も出すことのないようしっかりやろうと呼び掛けました。

来賓の神奈川労働局労働基準部安全課の塚田安全課長（写真右）は、年末年始は仕事の追い込みなどで労働災害が増加する傾向にある、労働基準監督署でも建設現場の集中監督を行うが、気付く力を全員で高めるようにすることが大切

である、と説明しました。

その後、同じく安全課の小野地方安全専門官から「神奈川県内における労働災害の現状」について説明が行われました。議事は第一号議案「令和7年度上半期事業報告承認に関する件」第二号議案「令和7年度上半期経理状況報告承認に関する件」についていずれも承認されました。

#### 化学物質管理強調月間ポスター

広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に化学物質管理強調月間が2月1日～28日まで開催されます。

同月間に向けたポスターを建災防で作成しました。本年度のスローガンである「慣れた頃こそ再確認化学物質の扱い方」が印刷されているものです。

一枚275円（一般価格）ですのでぜひご活用ください。



### 支部行事予定

**労働局新年挨拶**  
時：1月6日 9:30  
所：神奈川労働局

#### 正副運営委員長・部会長会議

時：1月15日 15:00  
所：建設会館411会議室

**建設5団体合同賀詞交歓会**  
時：1月6日 11:00  
所：横浜ベイシェラトンホテル

#### 正副支部長・分会長会議

時：1月29日 15:30  
所：伊勢山ヒルズ

**安全祈願祭**  
時：1月29日 16:40  
所：伊勢山皇大神宮

## 神奈川労働局との年末合同パトロールを実施

建設業年末年始労働災害防止強調期間（令和7年12月1日～令和8年1月15日）を迎えるに当たり、墜落・転落災害防止対策などを重点として、年末年始の繁忙期に向けて安全意識を高める目的で、12月1日、神奈川労働局並びに横浜南労働基準監督署と建災防神奈川支部の合同で横浜市中区で施工中の「（仮称）中区海岸通計画工事（A-1地区）」の現場パトロールを実

施しました。

神奈川労働局からは児屋野労働局長、塚田安全課長、小野地方産業安全専門官、管轄の横浜南労働基準監督署からは小沼署長らが、神奈川支部からは黒田支部長が参加し、施工者からの説明を受けながら、現場の安全管理状況を確認しました。



同工事は、横浜都心・臨海地域全体の都市再生に資する拠点を新たに整備する計画であり、歴史的な建築である横浜郵船ビルと調和した景観の形成された建築物は市民の大きな関心が寄せられ、鹿島建設㈱が施工を進めている施設で、令和9年1月末の竣工を目指しています。

鹿島建設の二藤部弘樹所長は、「敷地いっぱいに建物を建設するため、工夫をして施工をしている。墜落転落のリスクを減らすため、プレキャストや設備のユニット化によって高所での作業を極力減らすよう工夫している。」と説明、また、当現場では労働時間の削減に対応した時間短縮の一環として、朝礼を廃止し、モニターを見ることで当日必要な情報共有ができるよう対策をとっています。工事概要や概況などの説明を受けた後、

現場内を視察し、パトロール後の講評において、児屋野局長からは現在の県内の建設業の災害の発生状況を踏まえ、高所での作業をなくそうという姿勢で行っており、ヒューマンエラー

等起こることを先取りをした形で取組んでいることについて評価し、「今後とも災害ゼロで取組んでいただきたい。」と締めくくりました。



黒田支部長

黒田支部長からは、今年も若い人の死亡災害が多いことを踏まえ、「若い人の安全対策をきちんと取っていかなければならない。」とし、さらに鹿島建設で取組んでいる運搬の運行時間

管理について、陸上貨物関係の災害防止にも関係することであると感想を述べられ、「横浜市民にとっても関心が高いこの施設が無事無災害で竣工されるよう祈念します。」と結ばれました。



児屋野労働局長



エレベータ内の掲示

## 新春対談～児屋野局長と黒田支部長が語る 2026年建設業の災害ゼロへの展望～

新年の企画として、今回は黒田支部長の大洋建設株式会社本社に神奈川労働局児屋野文男局長をお招きし、黒田支部長のお宝である、『二代目宮野鉄之助』※注1作の鋸を前に、匠の技に浸りながら、建設業のゼロ災達成に必要なこと、魅力ある建設業の実現に向けた取組など、労働局の担当者を交えて語っていただきました。

### 事務局

本日は公務ご多忙のところ、神奈川労働局の児屋野局長を大洋建設株式会社の本社にお招きし、黒田支部長と神奈川支部ニュースの新春特別企画として『2026年の建設業界の災害ゼロへの展望』と題して語っていただきましたこととしました。

最初に、なぜこの大洋建設様の本社をおたずねしているのかを説明しますが、大洋建設で保存する、名工の作った「鋸」の前で、我が国の匠の技に触れて、これから建設業における安全の未来を語っていただきたいのです。

早速ですが、黒田支部長、「鋸」の入手経緯などの由来を説明していただけますか



### 黒田支部長

今から10年以上前のことですが、ある宮大工さんを相手に「自分の父親は家具職人で、道具は非常に大切にしていて、道具と体と心が三身一体になって仕事はできていくものだ」と言っていたという話をしていたら、その宮大工さんが「じゃあこれを授けるよ、あと伝承してくれよ」と言ってこの鋸を渡されたんです、そういう意味では、これは頂いたというより、預かっている状態ですね。

後で調べたところ、兵庫県三木市の鋸鍛冶(のこぎりかじ)、二代目宮野鉄之助(※注1)が作成したもので、とても貴重な品だということがわかりました。

### 児屋野局長

なんでも、支部長自らが、この「鋸」をテレビの「なんでも鑑定団」に持ち込んで鑑定してもらったと聞いていますが、どうなんですか。

### 黒田支部長

そうなんです、この鋸を当時の戸塚区長に見せたところ、戸塚にテレビ東京のなんでも鑑定団の出張

※注1：二代目宮野鉄之助は玉鋼(たまがね)を使って鋸を作ることができた数少ない鋸鍛冶の一人で、(玉鋼とは、日本古来のたたら製鉄で精錬された鋼)江戸時代の鋼は全て玉鋼でしたが、輸入鋼材の普及とともに、明治以降は次第に使われなくなっていましたが、刀鍛冶の家系に生まれた鉄之助は、戦後も玉鋼を使った鋸を作り続けていたので、そこには刀匠の技術に裏打ちされた、鋼を自在にあやつる匠の技が結集されたものです。

鑑定が来るので、ぜひこれを出したらいいのでは、と言われたのがきっかけで番組に応募しました。

結局その時の放送には採用されなかったのですが、その後、放送から半年くらい経って番組から連絡があり、出張鑑定ではなく、スタジオに来て紹介してくれないかと声をかけられ、私自身番組に出演することになったわけです。

### 事務局

では番組のビデオを用意していただいておりますので、ここで鑑賞させていただきましょう。



### 黒田支部長

予想金額を100万円と出したのですが、なんと倍の200万円と鑑定してもらいました。

自分の番を待つ間、控室で前の人の収録風景を見ていたのですが、前の方は大幅に予想を下回って500円と鑑定されていたので、私もそうではないかとドキドキしてました。(笑)

### 事務局

さて、軌道を修正して、昨年の建設業における労働災害の状況を説明します。

休業災害に関しては、11月末の統計で531件と前年と比較して14.1%の減少ですが、死亡災害に関しては前年を大きく上回ってしまい(12月15日時点で15件)全国ワーストという事態になってしましました。

振り返って特徴的な点などありますか？

### 赤前主任労働衛生専門官

昨年は一昨年に続いて猛暑が続き死亡災害が多く発生しました。6月の段階で緊急要請を出させてもらい、熱中症防止のために『クールワーク神奈川

ミッションゼロ』というキャンペーンを行いましたが、7月には熱中症1件を含む4件、その後9月にも1件死亡災害が発生してしまっていますので、今年も継続してしていく必要があると考えています。

### 黒田支部長

昨年は、この夏場に労災事故が急増する傾向が続いたことから、神奈川支部でも『猛暑時の安全行動強調期間』を労働局の後援を得て展開したのですが、週当たりの平均最高気温が32度を超えた7月に入ったころから災害件数や熱中症による救急搬送件数などが増えたので、また脇をしめていかないとい

けません。

### 児屋野局長

暑さで集中力も散漫になりますし、現場のリスクへの判断力は十分に機能しなくなると考えます。

加えて熱帯夜によって寝不足の状態だったとすればなお更ですし、熱中症の防止も普段からの体調管理も大事な要素です。

昨年は夏場の事故も多かったので、今年の取組もどうかよろしくお願いします。

### 黒田支部長

業界的にも問題意識があり、熱中症に対する対策も具体的にやらないといけないという意識だけは保っているのではないかと思います。

昨年は自然災害も多く発生しており、県内でも一昨年に下水管の中で亡くなっていますので、異常気象による注意も十分していかないといけません。

### 事務局

夏場の猛暑における仕事のやり方について建設業協会でも発注者に對していろいろ要望しているとお聞きます。

### 黒田支部長

建設業協会でも公共工事の発注機関に対して夏場の猛暑時においての休養の必要性と、それに伴う工期延長・対策費などの対処をしっかりとついていただくようお願いしてまいりましたが、労働する方を守るというのが一番大切な部分ではないかと思います。

近隣の方からみられることを配慮しての休憩所などの配慮もしっかりしていただくよう要望してきました。

### 児屋野局長

業界のイメージアップにはいいことですね。

安全衛生法も拡がってきて、フリーランスの人たちも取り込んでいかないといけなくなってきた、とすると今まで同じ現場の中で働いていて適用関係が違っていた人たちと一緒に守っていかないといけなくなっているわけです。

### 事務局

今のお話は、これまで順次施行してきた個人事業者等に対する保護措置の流れが今年も継続するようなので、そこを担当官からご説明願います。

### 小野安全専門官

労働衛生関係については令和5年4月1日からすでに改正法が施行されています。これまで下請事業者等が混在している作業場所で、災害防止のために元方事業者が講じなければならない指導や連絡調整は、自分の事業所や関係請負人等に雇用されている労働者が対象でした。それが今年の4月1日から施行される法改正では、労働者だけでなく個人事業者等も含む作業従事者に拡大されることとなります。

法改正は順次施行されていきますが、来年(令和9年)1月には業務上災害報告制度の創設がされま

すし、同年4月には個人事業者等自身への義務付けも加わってきます。

### 黒田支部長

工事費も同じクオリティ、同じ出来高であっても単価が上がっています。一見すると工事は大型化しているように見えますが、内容はそうでもなく、そういう中において、適正な工事費というのをきちんと実態を見て管理していかないなりません。

### 児屋野局長

発注官庁含めてお願いしないといけないことは、物価が高騰する中で、ちゃんと賃金が上がる適正な単価でやってもらうことだと思っています。

### 事務局

さて、安全衛生関係だけでなく、今のところまだ明確なものは出でていないようですが、労働基準法が改正される動きがあるとのことです、2026年に改正施行されるのか、建設業界においての影響についてお話をいただけますでしょうか。

### 児屋野局長

働き方改革が今後どうなるのかは難しいことではあるのですが、一貫して働き方改革の出だしは労働者の健康を守るところからスタートしていますので、そこを踏み外さないような議論はされていると思います。

交通と建設、それに医者とは2024年問題と言わされてきましたが、皆さんの努力によって大きな問題もなく流れてきており、それが報道にあるような方向に行くのはなんとも言えません。

ただ踏み外してはいけないのは、長時間労働にしろ、労働者の健康を損なうようなことがあってはならないという点です。

どうしても疲れると、高齢者の方などは足が上がりなくなってしまうかもしれないし、その辺りを見極めると働き過ぎというところの流れは止めないといけないし、安全と健康という見方をしないといけないのかなと思います。

### 事務局

夏場には仕事をしないなど、フレキシブルな働き方ができればいいのでしょうかけど、なかなかそうはいかないのが建設業の現実ですよね。

### 児屋野局長

我々もいろいろ問題になって、働き方改革に関連してヒヤリング等をやらせてもらっていますが、建設業で声が上がってきたのは、一ヶ月という単位で規制をかけられるのはつらいが、一年間でトータルすると建設業界だと720時間(上限時間)は守れます、という話はされています。

繁忙期と閑散期が分かれているのならそれに見合うような働き方が重要なのかなと思います。

### 黒田支部長

そういう言い方でおっしゃっていただけると助か

ります。

働く方も夏の暑いところでは

効率が落ちるし、健康上良いわけがないので、かといって国交省では夏は何か月も休むという、それが進んでしまうと竣工時期の遅れなどが管理者、作業員などのストレスとして出てくるおそれがあります。

急には極端なことはできないと思います。

土木は機械化が進みやりやすい職種ではないかと思いますが、建築は道具と一体となってやっていかなければならなく、手は機械化が難しい面があります。例えば、天井の仕上げを省略するような工法を採用すれば、高所作業も少なくなりますし、時間的余裕も生まれます。そういったことを役所にもお願いするようなこともあります。

設計段階のことについても取り組んでいますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

### 事務局

最後に今年の労働災害防止に向けて一言ずつお願いします。

### 黒田支部長

神奈川支部ではこれまで3つの運動を展開してきましたが、これに限らず、企業の中で仲間を思いやる精神が定着すること、そういう風土が作られることが「企业文化」の形成となる、それは安全に限らないと思います。

災害防止計画の中間年において、同じ現場で働く仲間意識を導き出すきっかけとしての3つの運動を、もう一度見直す機会であってほしいと念じています。

安全は大事ですので、今年も労働局とは合同パトロールなどいろいろコラボレーションしていきたいのでよろしくお願いします。

### 児屋野局長

支部長が言っていたとおりだと思います。いつも私が言っていることは安全は一日にしてならず、毎日毎日が基本なんです、と繰り返し申し上げさせていただいている。

何かあるごとに朝のKYミーティングでもよろしく、毎回毎回言っていただくということも非常に重要なのかなという気がします。

新春になりました、心機一転、なにかのおりに作業員さんに安全の大切さが伝わるような場面を設けていただければありがたいと思っております。

